

《市川市サッカー協会 1種委員会ユニフォーム規程》

【目的】

第1条 本規程は、市川市サッカー協会1種委員会（以下「1種委員会」という）の登録団体（以下「チーム」という）のユニフォームに関する事項について定める。

【ユニフォーム】

第2条 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ、及びストッキングの3点を総称したものをいう。

【着用義務】

第3条 チームは、1種委員会主催の試合においては、1種委員会に登録したユニフォームを着用しなければならない。

【ユニフォームの色彩】

第4条 チームのユニフォーム（ゴールキーパーのユニフォームを含む）のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。（黒・紺などは不可）

2. フィールドプレイヤーのユニフォーム前面と背面の色彩は同じであるものとする。
3. チームは、一種委員会主催の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。
4. 主審が、対戦する両チームのユニフォーム（ゴールキーパーのユニフォームを含む）の色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、会場チーフが、両チーム立ち合いのもとに、コイントスでその試合において着用するユニフォームを決定する。

【ユニフォームへの表示】

第5条 ユニフォームには背番号・胸番号を必ず表示するものとする。

チーム名の表示は任意とする。

（1）選手番号

① 選手番号は服地と明確に区別し得る色彩（服地が縞柄の場合には台地を付ける）であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

② 番号は整数の1から99を使用し、0は認めない。登録選手が100名以上の場合に限り、100以上の番号を認める。

（2）チームは、各国代表チーム及びプロクラブチームのレプリカを着用して1種委員会主催の試合に出場することはできない。

（3）ショーツ・ソックスに関しては、黒・紺を認める。ショーツの番号は任意とする。

（4）スポンサー名の記載について

スポンサー契約が有る場合は、それを認める。但し、契約書を提示すること。

スポンサー名は番号表示を妨げない場所に限る。

[その他]

第6条 本規程に定めない事項については、チームは1種委員会の判断に従うものとする。

[改正]

第7条 本規程の改正は、1種運営委員会の決議に基づきこれを行う。

[施行]

第8条 本規程は、2015年4月1日から施行する。